

平成27年 9 月15日提出

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分に係る異議申立てについて

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分に係る異議申立てに対して、次のように決定したいので、意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

1 異議申立人

熊本市東区在住の者

2 異議申立てに係る処分

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分

3 異議申立年月日

平成27年3月26日

4 異議申立ての趣旨

熊本市長（以下「処分庁」という。）が平成27年2月26日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）第1条の規定による改正前の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「旧生活保護法」という。）第78条に基づく徴収金に関する督促処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの

5 異議申立ての理由

- (1) 本件処分は、熊本市東福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が申立人に対して行った旧生活保護法第78条に基づく費用徴収決定処分（以下「本件費用徴収決定処分」という。）を前提として行われた処分である。
- (2) 旧生活保護法第78条に基づく費用徴収決定処分をするためには、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことが必要であるところ、本件において申立人が世帯員の収入につき申告しなかったことは、同条の「不実の申請その他不正な手段」に当たらないものである。

- (3) したがって、申立人に対する本件費用徴収決定処分は、違法かつ極めて不当であり、そのような違法かつ極めて不当な本件費用徴収決定処分を前提にしてなされた本件処分も、違法かつ極めて不当である。

6 決定の趣旨

本件異議申立てを棄却する。

7 決定の理由

(1) 認定事実

ア 申立人は、平成11年12月12日から現世帯において生活保護法による保護を受けている者であり、同法第61条に基づき定期的に福祉事務所長に収入申告書を提出している。

イ 平成26年9月4日、福祉事務所長が申立人世帯の収入の状況を調査したところ、申立人世帯には、平成25年7月から平成26年6月にかけて、世帯員のアルバイトによる収入391,622円があることが判明した。この収入については、申立人が提出していた収入申告書に記載されていなかった。

ウ そこで、福祉事務所長は、平成26年12月15日付けで本件費用徴収決定処分を行い、申立人に対し、徴収金391,622円を納入期限である同月29日までに納入するように通知した。

エ 上記納入期限経過後の平成27年2月20日までに、申立人から上記徴収金の納付がなかったことから、同月26日、処分庁は、申立人に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に基づき本件処分を行い、督促状を送付した。

オ 申立人は、平成27年3月26日に、処分庁に対し、本件処分に対する異議申立てを提起した。

(2) 判断

ア 普通地方公共団体の長は、地方自治法第231条の3第1項の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないこととされている。

本件では、処分庁は、本件費用徴収決定処分に係る徴収金はその納期限である平成26年12月29日までに申立人から納付されなかったことから、同項に基づき本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

イ また、申立人は、本件処分とは別個の処分である本件費用徴収決定処分の違法不当について述べているが、福祉事務所長が行う旧生活保護法第 7 8 条に基づく費用徴収決定処分と処分庁が行う地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 1 項に基づく督促処分とは、それぞれ目的を異にする別個独立した行政処分である。そのため、督促処分の前提となった費用徴収決定処分が重大かつ明白な瑕疵により無効であるか、違法を理由として権限ある機関によって取り消された場合でない限り、先行する費用徴収決定処分の違法を理由として督促処分の取消しを求めることはできない。

本件では、福祉事務所長は、本人からの申告ではなく、職権による調査により申立人に未申告の収入があることを把握し、申立人が提出していた収入申告書の内容が事実と反していることを確認した上で、当該未申告の収入につき本件費用徴収決定処分を行っており、本件費用徴収決定処分に重大かつ明白な瑕疵はない。また、本件費用徴収決定処分が違法を理由として権限のある機関によって取り消されたといった事実もない。したがって、本件費用徴収決定処分の違法を理由として本件処分の取消しを求める申立人の主張は、その前提を欠く。

よって、先行する本件費用徴収決定処分は違法かつ極めて不当であり、そのような違法かつ極めて不当な本件費用徴収決定処分を前提にしてなされた本件処分も違法かつ極めて不当であるとの申立人の主張には、理由がない。

ウ その他、申立人は、本件処分とは別個の処分である本件費用徴収決定処分を行った際の熊本市東福祉事務所の担当職員の対応等についても不服を述べているが、この不服は、担当職員に対する不満ないし苦情にすぎず、本件処分の取消しを求める理由となり得ない。

(提出理由)

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分に係る異議申立てに対し、所要の決定をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。